

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第102号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年5月28日 23時35分ごろ	
発生場所	京都府舞鶴市 ^{かながさき} 金ヶ崎 ^{ほくち} 舞鶴市所在の博奕岬灯台から真方位217° 1.7海里付近 (概位 北緯35° 31.5′ 東経135° 19.2′)	
事故等調査の経過	平成23年6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船^{はくじゆ} 白寿丸、14トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 KT2-890（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 右舷船底部に破口、船首部を破損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、平成23年5月28日21時00分ごろ舞鶴市舞鶴港北方沖での底びき網漁を終えて漁場を発進し、舞鶴港に向けて約10.5ノットの速力で自動操舵により南進中、単独の船橋当直者が操業の疲れから居眠りに陥り、23時35分ごろ舞鶴港港口の金ヶ崎付近の海岸に乗り揚げた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風力 1～2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮期、潮高 約17cm（舞鶴西港）</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、舞鶴港北方沖を同港に向けて南進中、単独の船橋当直者が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行し、舞鶴港港口の金ヶ崎付近の海岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、舞鶴港北方沖を同港に向けて南進中、単独の船橋当直者が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行し、舞鶴港港口の金ヶ崎付近の海岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直中に眠気を催した場合は、他の乗組員と船橋当直を交替すること。 	